

# 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定手続き等に関する要綱

平成28年4月1日

28川健地推第260号

健康福祉局長専決

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び川崎市介護予防日常生活支援総合事業実施要綱（28川健地推第259号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局通知「地域支援事業の実施について」）及び実施要綱で使用する用語の例による。

## (指定の申請)

第3条 市長は法115条の45の5の規定により提出された申請の内容が指定基準を満たしていることと判断したときは、翌月1日をもって指定事業者として指定し、指定通知書（第1号様式）により当該申請者にその旨通知する。

## (申請の補正)

第4条 市長は、提出された申請に不備があるときは、申請者に補正を求めるものとする。

(指定拒否)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該事業所の指定をしてはならない。

(1) 法律行為を行う能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けてから3年を経過しない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をし、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者

(5) 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(6) 法第70条第2項第4号から第5号の3までの規定に該当しない者

(7) 申請者が法第77条第1項、第78条の10第1項、第115条の35の第6項又は第115条の45の9の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

(8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第77条第1項、第78条の10第1

項、第115条の35項第6項又は第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

(9) 申請者が、法第77条第1項、第78条の10第1項、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第75条第2項、第78条の5第2項若しくは第115条の5第2項又は省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項各号に掲げるもののほか、法第115条の45の5第1項に規定する指定については、基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、川崎市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における地域支援事業の円滑な実施に際し支障が生じる場合において市長は、当該事業所の指定をしないことができる。

(指定の更新の申請)

第6条 法第115条の45の6の指定の更新に関する申請は、6年ごとにその更

新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 市長は前項の規定により提出された申請の内容が指定基準を満たしていることと判断したときは、指定更新通知書（第2号様式）により当該申請者にその旨通知する。

（変更の届出等）

- 第7条 指定第1号事業者は、次の各号に変更があったときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（1）事業所の名称及び所在地並びに連絡先

（2）申請者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

（3）事業所の平面図及び設備

（4）事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

（5）サービス提供責任者の氏名

（6）運営規程

（7）役員の氏名、生年月日及び住所

- 2 指定事業者は、当該第1号事業を廃止、休止又は休止した事業を再開したときは、その廃止、休止又は再開の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 休止期間は最大6ヶ月とする。

（加算・減算の届出）

- 第8条 川崎市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱に基づく加算、減算は、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（第3号様式）により行うものとする。

（添付書類）

- 第9条 法第115条の45の5及び法第115条の45の6に規定する申請、第6条

から第 8 条に規定する届出は付表及びその他必要な書類を添付する。

(事業者情報の提供)

第10条 市長は、第 3 条の申請に係る指定を行ったとき、第 6 条の申請に係る更新を行ったとき又は、第 7 条若しくは第 8 条の届出があったときは、神奈川県知事、神奈川県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 申請者又は届出者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、代表者の氏名及び住所

(3) 指定又は更新の年月日並びに指定の有効期間満了日

(4) 変更、廃止、休止、再開の年月日

(5) 事業開始年月日

(6) 運営規程

(7) 事業所番号

(8) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年施行に係る特例)

2 川崎市地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第 1 項の条例で定める日等を定める条例(平成27年条例第13号)の定める期間において、次の表の左欄に掲げる事業の指定を川崎市において受けた者は、同表の右欄に定める指定を受けたも

のとみなす。ただし、当該事業者が平成28年2月29日までに別段の申出をしたときはこの限りではない。

|                                            |                                 |
|--------------------------------------------|---------------------------------|
| 第3号旧介護保険法第53条第1項本文の指定を受けている介護予防訪問介護の事業を行う者 | 実施要綱別表3に規定する介護予防訪問サービスの指定事業者の指定 |
| 第3号旧介護保険法第53条第1項本文の指定を受けている介護予防通所介護の事業を行う者 | 実施要綱別表3に規定する介護予防通所サービスの指定事業者の指定 |

3 前項で指定を受けたものとみなされる期間は、平成30年3月31日までとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

(平成29年施行に係る特例)

2 平成30年3月31日において次の表の左欄に掲げる事業を行っている者の指定の有効期間は、左欄に掲げる事業と併せて同一事業所番号で右欄に掲げる事業を行っている者である場合、第6条第2項及び第3項に規定する指定の更新等を行ったものとし、右欄に掲げる事業を行う者の指定有効期間の満了日までその効力を有するものとする。ただし、当該指定事業者が平成30年1月31日までに別段の申出をした場合を除く。

|                                             |                                                      |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 平成28年施行に係る特例の規定により指定を受けている介護予防訪問サービスの事業を行う者 | 法第41条第1項本文の指定を受けている訪問介護の事業を行う者                       |
| 平成28年施行に係る特例の規定により指定を受けている介護予防通所サービスの事業を行う者 | 法第41条第1項又は法42条の2第1項本文の指定を受けている通所介護又は地域密着型通所介護の事業を行う者 |

#### 附 則

この要綱は、令和3年12月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。